

1 総則

(1) 件名

学びの実験室 NEXT 産官学連携プロジェクト委託業務

(2) 業務目的

令和6年12月に設立された「長浜バイオ大学人材育成コンソーシアム」と連携し、大学や産業界と協働しながら、バイオテクノロジーを活かして多様な社会課題の解決に取り組む地域産業人材育成に向けた取組を進めることを目的とする。

2 業務概要

1. 業務の内容

業務の目的を達成するため、次の高校生向け短期キャンププログラムを開催する。

●最先端のバイオ研究を体験できる短期キャンププログラム

(ア)概要

- 参加者が解決すべき課題を設定し、最先端のバイオ研究を体験しながら課題解決に取り組む1泊2日の探求学習プログラムを実施すること。
- 事前にオンラインによる体験会や説明会を開催する等により、参加者を選定すること。
- 参加者の募集に関する広報を実施すること。
- プログラムを通じて地域の魅力や長浜バイオ大学の魅力を感じることが出来るプログラムとすること。
- 参加者が研究体験を行い、成果発表を行うこと。
- 本プログラムの実施にあたり、参加者の安全確保に万全を期すこと。

(イ)開催方法

- 主たる会場は長浜バイオ大学とする。
- その他、開催会場については受託者の会場使用料による負担とする。
- 宿泊施設については市内施設を活用し、受託者による負担とする。

(ウ)期間・開催時期

- 令和8年9月末までに開催すること。ただし事前課題や事後課題の設定は可能とする。

(エ)参加対象・人数

- 高校生 概ね40名程度とする。
※市内在住の高校生を優先とする。

(オ)指導者

- 4名以上の指導者を設置すること。
- 指導者は受託者による研修を受講し十分な指導力を備えた者とする。

(カ)機材、資材等

- 試薬等プログラムを実施するうえで必要なものは、受託者で準備するものとする。
- 機材については、長浜バイオ大学と協議の上、使用するものとする。

(キ)食事

- 市内の産品を活用しながら、受託者で準備するものとする。

(ク)その他

- 次の事項を受託者で実施すること。
 - ① 参加者募集広報及び受付
 1. ポスター(25枚)及びチラシ3,000枚は必ず制作すること。
 2. HPやSNS等を活用し、高校生への周知、募集を行うこと。また、HPやSNS等に掲載するためのバナーを作成すること。
 3. 市内高等学校への募集広報はポスター及びチラシを配布する方法で行うこと。
 - ② 参加者へのアンケート及び分析

1. アンケート項目については本市と受託者で協議して決定する。
- ③ 成果発表会の必要備品、消耗品の準備
- ④ 実施後プログラムの内容を長浜バイオ大学と連携しながら HP 等を活用し、広報すること。
- ⑤ 本業務の実施に際し、参加者の負傷や対人・対物賠償事故に備え、適切な内容の傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。なお、保険加入に要する費用は委託料に含めるものとする。
- ⑥ その他本プログラムの実施に必要な事項に関すること。

2 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年12月31日まで

3 成果物

業務が完了した際は、契約期間内に事業報告書及びアンケート分析データを格納した電子媒体を提出するものとする。

4 成果物の帰属

本業務で履行した内容は、すべて本市に帰属するものとし、受託者は本市の承諾なく他に公表、貸与又は使用させてはならない。

5 再委託の制限について

受託者は、本業務について第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、本市と協議のうえ、その一部を委託することができる。その際は、受託者及び当該第三者との間で本業務における守秘義務契約を締結し、写しを本市に提出するものとする。

6 支払い

委託料の支払については、業務の完了をもって行う。

7 留意事項

(1) 実施体制

本業務には、十分な経験と知識を有する技術者を配置すること。

長浜市からの問合せ等に対応できるように、契約締結後は、速やかに連絡体制を報告すること。また、不測の事態に備えた緊急連絡体制をあらかじめ構築し、緊急時には緊急連絡体制に基づき直ちに必要な対応を行うこと。

(2) 仕様変更

契約締結後、新たに確認又は発生した業務については、長浜市と受託者が協議を行い、誠意を持って対応すること。

(3) 秘密の保持等

- ・受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約期間の終了又は解除後も同様とする。
- ・本業務の中で作成された資料等については長浜市に帰属するものとする。
- ・業務の遂行のために長浜市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。
- ・受託者は、業務の処理を他者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により長浜市の承諾を得たときはこの限りでない。

(4) 業務の引継ぎに関する事項

本業務の契約履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他契約の終了事由のいかんを問わず、本業務が終了となる場合には、受託者は長浜市の指示のもと、本業務終

了日までに長浜市が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じ、事務引継ぎを行うこと。

(5) 疑義の解決

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、長浜市と受託者が誠意をもって協議を行い、これの解決を図ること。